

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月28日
【発行者名】	エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（注） （MUGC Lux Management S.A.）
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター ジャンフランソワ・フォートン （Managing Director Jean-François Fortemps） コンダクティング・オフィサー クリストフ・デュデック （Conducting Officer Krzysztof Dudek）
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1150 アーロン通り287-289 （287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 小野 雄作
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 （外国法共同事業）
【事務連絡者氏名】	弁護士 小野 雄作
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー&マッケンジー法律事務所 （外国法共同事業）
【電話番号】	（03）6271 - 9900
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	マン・AHL・ランドマーク （MAN-AHL Landmark）
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券の金額】	受益証券500万口を限度とする。受益証券500万口について、受益 証券の1口当りの各発行価格に発行口数を乗じた金額の合計額を 上限とする。（上限見込額は1,015億円） （注）上限見込額は、便宜上、平成26年11月24日現在の受益証券 1口当り純資産価格（20,305円）に500万口を乗じて算出 した金額である。
【縦覧に供する場所】	該当なし

（注）平成28年5月1日付で、発行者である管理会社はその名称をエムユージーシー・ルックス・マネジメ
ント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）からMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（MUFG
Lux Management Company S.A.）へ変更する。以下同じ。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年1月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により更新・訂正および追加するため、また原届出書の記載事項に訂正すべき事項および新たな情報がありますのでこれを訂正・更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書提出による訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*が追加または同一内容に更新されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み (f) 管理会社の資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
5 運用状況 (1) 投資状況 (3) 運用実績	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 (2) 運用実績	更新 追加/更新
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (イ) 管理会社の資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況 (2) 中間財務書類	5 管理会社の経理の概況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）（以下「管理会社」という。）により管理運営されているマン・AHL・ランドマーク（MAN-AHL Landmark。以下「ファンド」という。）の運用状況は次のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2016年2月29日現在）

資産の種類	時価合計 （円）	投資比率 （％）
債券	518,307,528	43.11
投資信託	498,397,111	41.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	185,623,890	15.44
合計 （純資産総額）	1,202,328,529	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（２）運用実績

純資産の推移

2016年2月末日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額	1口当りの純資産価格
	千円	円
2015年3月末日	1,478,089	22,904
4月末日	1,454,077	23,277
5月末日	1,356,601	21,628
6月末日	1,234,470	19,871
7月末日	1,275,128	20,693
8月末日	1,257,746	20,538
9月末日	1,290,149	21,236
10月末日	1,164,403	20,203
11月末日	1,171,587	20,535
12月末日	1,136,902	19,909
2016年1月末日	1,179,380	20,653
2月末日	1,202,329	21,209

（注）評価日が原則として毎週月曜日であるため、上記表の金額は、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が記載されている。

ただし、会計年度の決算月である2015年7月および会計年度半期の決算月である2016年1月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が記載されている。

<参考情報>

純資産の推移

2006年3月から2016年2月までの10年間にわたる各月末日または最終評価日（注）の受益証券1口当り純資産価格および純資産総額の推移は以下のとおりである。



（注）評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記グラフの各月の金額は、会計年度および半期の決算月である7月および1月を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が表示されている。

7月および1月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が表示されている。

分配の推移

該当事項なし

収益率の推移

2015年2月の最終評価日である2015年2月23日から2016年2月の最終評価日である2016年2月29日までの期間の収益率は以下の通りである。

計算期間	収益率（％）
2015年2月23日～2016年2月29日	-5.68

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当り純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）（税引前）

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当り純資産価格（分配落の額）（税引前）

< 参考情報 >

年間収益率の推移

直近10年と2か月間の暦年毎の収益率の推移は以下の通りである。



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 12月最終評価日の受益証券1口当り純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）（税引前）

b = 当該暦年の直前の12月最終評価日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）（税引前）

(注2) 2016年については2015年12月の最終評価日から2016年2月の最終評価日までの騰落率となる。

ベンチマークは設定していない。

2 販売及び買戻しの実績

2016年2月の最終評価日である2016年2月29日前1年間における販売および買戻しの実績および2016年2月29日現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2015年2月23日～2016年2月29日	3,105 (3,105)	15,199 (15,199)	56,689 (56,689)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、公認会計士および監査法人のいずれの監査証明も受けておらず、また外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から監査証明に相当すると認められる証明も受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は日本円で表示されている。

(1) 資産及び負債の状況

マン・AHL・ランドマーク
純資産計算書
2016年1月31日現在
(単位:日本円)

資産	注	日本円
投資有価証券(取得原価)		972,128,014
未実現評価益		82,604,793
投資有価証券(時価)	(2)	1,054,732,807
現金預金		38,093,074
ブローカー預託現金	(2, 10)	129,501,240
外国為替先渡契約に係る未実現評価益	(2, 12)	604,612
その他資産		324,475
資産合計		1,223,256,208
負債		
未払費用	(3)	(15,447,609)
ブローカーからの当座借越	(2, 10)	(106,245)
外国為替先渡契約に係る未実現評価損	(2, 12)	(28,322,773)
負債合計		(43,876,627)
純資産合計		1,179,379,581
発行済受益証券		57,104 口
受益証券1口当り純資産価格		20,653 円

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 投資有価証券明細表等

マン・AHL・ランドマーク
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2016年1月31日現在
(単位: 日本円)

	通貨	口数/額面	原 価 (注2)	時 価 (注2)	純資産 比率(%)
. 公認証券取引所に許可された譲渡可能有価証券					
債券					
米国					
2016年2月11日満期 ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	4,400,000	517,713,737	532,609,814	45.16
2016年2月18日満期 ゼロ・クーポン米国財務省証券	米ドル	200,000	23,984,000	24,208,513	2.05
			541,697,737	556,818,327	47.21
合計			541,697,737	556,818,327	47.21
. その他譲渡可能有価証券					
投資ファンド/信託					
バミューダ					
AHL・エボリューション・ リミテッド - クラスA	米ドル	482	178,872,389	199,705,041	16.93
AHL・インスティテューショ ナル・シリーズ3 LTD	米ドル	21,096	251,557,888	298,209,439	25.29
			430,430,277	497,914,480	42.22
合計			430,430,277	497,914,480	42.22
有価証券投資合計			972,128,014	1,054,732,807	89.43
現金預金/(当座借越)				38,093,074	3.23
ブローカーへの預託現金/ (ブローカーからの当座借越)				129,394,995	10.97
その他の資産/(負債)(純額)				(42,841,295)	(3.63)
純資産合計				1,179,379,581	100.00

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

マン・AHL・ランドマーク

投資有価証券の産業別内訳

2016年1月31日現在

	純資産比率（％）
ソブリン	47.21
金融機関	42.22
	89.43

マン・AHL・ランドマーク

財務書類に対する注記

2016年1月31日現在

注1．一般的事項

マン・AHL・ランドマーク（以下「ファンド」という。）は、無期限の存続期間を有するものとして、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、オープン・エンド型の契約型投資信託（「*Fonds Commun de Placement*」）として、ルクセンブルグにおいて1999年8月11日に設定された。ファンドは、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）パート に服す。その受益証券の販売を欧州連合またはその一部における公衆に対して行うことはできない。

2014年7月2日に、管理会社である「エムユージーシー・ルククス・マネジメント・エス・エイ」は、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ファンズ、株式ファンドおよび債券ファンドを投資方針とするオルタナティブ・インベストメント・ファンドに関する2013年7月12日付法律第2章第5条に基づき、金融監督委員会からオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネジャーとして行為するための認可を受けている。

ファンドの投資目的は、AHL分散投資プログラムあるいは投資運用会社により選任された複数の独立のファンド・マネジャーにより引受けられる他の先物戦略に直接的もしくは間接的に投資を行うこと、または投資運用会社が運用する投資ファンドへ投資を行うことによって、受益証券の評価額に反映され、および/または分配金の支払いを通じた大幅な中期成長を達成することである。市場および戦略の分散投資に重点をおくことにより、ポートフォリオは元本の力強い中期的成長の提供を追求する。

注2．重要な会計方針の要約

財務書類の表示

当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律上および規制上の要件に準拠して作成されている。

a) 資産の評価

ファンドの資産は以下の通り評価される。

- 証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該証券取引所または市場における入手可能な直近の時価で評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されている場合は、かかる証券の主要な市場を構成する証券取引所における入手可能な直近の価格が用いられる。
- 証券取引所に上場されておらず、また規制ある市場でも取引されていない有価証券は、直近の入手可能な時価で評価される。
- 他の信託または投資信託の受益証券は、当該信託または投資信託の管理会社が算出した直近の入手可能な受益証券一口当り純資産価格に基づき評価される。
- 価格が公正な時価を表していない有価証券は、管理会社の取締役により承認されたとおり、その合理的な売却価格に基づき、継続して適用される手続の下で慎重かつ誠実に評価される。
- 短期金融商品の評価は、純取得原価に基づき、徐々にその買戻し価格に調整される。

投資有価証券の取得原価と時価との差異は、純資産計算書において投資有価証券に係る未実現評価益または評価損として反映される。証券売買取引は、当該有価証券の購入日または売却日に計上される。有価証券の購入は取得原価で計上される。売却有価証券に係る実現損益は、加重平均原価に基づいて計算される。

b) 外国為替先渡契約の評価

外国為替先渡契約は、純資産計算書日現在、満期までの残存期間に適用される先渡為替レートで評価される。未決済の先渡契約に係る未実現評価益または評価損は、契約レートと契約が清算されるレートとの差額として計算される。これらの契約に係る未実現評価益および評価損は、純資産計算書に開示される。

c) 先物契約の評価

存続している先物契約は、かかる金融商品の入手可能な直近の時価により決済日に評価される。先物契約の未実現評価損益は純資産計算書に開示される。当初および追加預託金はブローカーにより保有され、純資産計算書に「ブローカー預託金」として開示される。

d) 外国為替換算

ファンドの財務書類は、日本円で記述されている。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在有効なレートで日本円に換算されている。外貨建の収益および費用は、取引日現在有効なレートで日本円に換算されている。投資有価証券およびデリバティブ商品に係る実現および未実現の損益は、外貨変動により生ずる差損益を含んでいる。

2016年1月31日現在の為替レートは以下のとおり。

100円	=	0.762304	ユーロ (EUR)
100円	=	0.826071	米ドル (USD)

e) 収益の認識

投資収益は発生主義で認識される。受取利息は獲得時に計上され、配当収益は配当落ち日に認識される。

f) 有価証券投資原価

会計通貨以外の通貨で表示される投資有価証券の原価は、取引日現在の為替レートにより会計通貨に換算される。

g) 分配金

当該会計年度の流動準備金を構成するもの以外のファンドの純資産（前会計年度からの繰越損失（もしあれば）を控除した後）の新規純トレーディング利益の50%を上限とする金額に相当する額の分配が、管理会社により毎年行われるものとする。

分配の結果、ファンドの純資産価額の合計が1,250,000ユーロに相当する日本円金額を下回ることとなる場合は、分配は行われない。

支払期日から5年以内に受取られなかった分配金は失効し、ファンドに戻される。

ファンドは、2016年1月31日で終了した期間中、分配を行わなかった。

注3．未払費用

費用	注	マン・AHL・ ランドマーク 日本円
管理事務代行、名義書換代行および 保管報酬	(8)	668,288
代行協会員報酬		267,890
投資運用報酬	(4)	5,908,291
管理会社報酬	(7)	438,221
その他報酬		3,611,777
専門家報酬		4,499,563
年次税	(6)	53,579
合計		15,447,609

注4．投資運用報酬、投資顧問報酬および成功報酬

投資運用契約およびトレーディング・アドバイザー契約により、投資運用会社および投資顧問は、それぞれのトレーディング・アカウントに割り当てられた資産の想定評価額の年率3%の52分の1（1/52）の割合で毎週計算され、毎月後払いされる報酬を受領する権利を有する。さらに、投資運用会社および投資顧問は、それぞれのトレーディング・アカウントの新規の純値上り益の20%に等しい額の成功報酬を受領する権利を有する。目論見書記載の通り、新規の純値上り益とは運用戦略により生じた、割り当てを受けた者の割り当て額の増加部分である。

注5．ブローカー手数料

管理会社は、ファンドの代りに「紹介ブローカー契約」（以下「契約」という。）をマン・インベストメンツ・アーゲー（以下「紹介ブローカー」という。）との間に締結した。契約に基づき、紹介ブローカーは管理会社に対し、週次取引要約報告書の形式で評価のために必要な情報を提供する。

契約に基づき、紹介ブローカーは、そのトレーディング・アカウントに配分された資産の想定評価額の年率1.2%に等しいブローカー手数料を受領する権利を有する。

その他の手数料には、デリバティブ取引に係るブローカーへの取引経費を含む。

注6．年次税

ファンドは、ルクセンブルグにおいて投資信託として登録されており、その結果、資本税を除くルクセンブルグにおける税金を免除されている。現行法規に基づき、ファンドは、純資産総額の0.05%の年率で、該当する四半期末現在のファンドの純資産額をもとに四半期毎に計算され支払われる資本税（「年次税」）を課せられている。

注7．管理会社報酬

管理会社は、毎週計算され、四半期毎に支払われるファンドの週間平均純資産額の年率0.15%でかつ年間最低40,000米ドルの管理報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

注8．管理事務代行報酬および保管報酬

保管受託銀行は、各四半期末現在の四半期平均純資産額額の年率0.33%の割合で、四半期毎に支払われる保管報酬および管理事務代行報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。年間最低報酬は61,000米ドルが適用される。

注9．代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの各週の平均純資産総額の年率0.25%の割合で、毎週計算され、四半期毎に支払われる販売報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。関係する専門家への報酬は、発生時に請求される。

注10．ブローカー預託金

かかる預託金は、証拠金の要求を満たすためにブローカーにより保有されている。ブローカーは、ブローカー契約に従って企図された取引に関連し、ファンドに代って、資産および現金を保有する。

注11．ポートフォリオの変動

2016年1月31日に終了した年度の詳細なポートフォリオの変動明細表は、ファンドの管理会社の登記簿上の事務所において請求により無料で入手可能である。

注12．2016年1月31日現在の外国為替先渡契約

2016年1月31日現在未決済の外国為替先渡契約は、以下の記載のとおりである。

引渡日	通貨	売り	通貨	買い	未実現 純評価損益 日本円	取引相手方
02/18/2016	JPY	28,932,808	USD	244,000.00	604,612	ロイヤル・バンク・オブ・ スコットランド・ グループ・ピーエルシー (ザ) - ロンドン
				合計	604,612	
引渡日	通貨	売り	通貨	買い	未実現 純評価損益 日本円	取引相手方
02/04/2016	USD	9,908,596.18	JPY	1,171,162,329	(28,322,773)	ロイヤル・バンク・オブ・ スコットランド・ グループ・ピーエルシー (ザ) - ロンドン
				合計	(28,322,773)	

2016年1月31日現在、外国為替先渡契約に係る未実現純評価損合計は27,718,161円である。

注13．後発事象

2016年5月1日より、管理会社はその名称をエムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイからM U F G ルックスマネジメントカンパニーS . A .へ変更し、管理事務代行会社はその名称をミツビシU F J グローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱U F J インベスターサービス銀行S . A .へと変更する。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は7,375,000ユーロ（約9億1,531万円）であり、一株25ユーロ（3,103円）の記名式株式295,000株を発行済であり、全額払込済である。

（注）ユーロの円貨換算は、平成28年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.11円）による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、指令第2009/65/EC号（随時改正される。）に従い認可された譲渡可能有価証券を投資対象とする1または複数のルクセンブルグ籍投資信託およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託、ならびにルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日付法律（随時改正される。）（以下「2010年法」という。）の第15章の条項および他の適用法に従って、投資信託の受益者または株主の代わりに、指令第2009/65/EC号ではカバーされない他のルクセンブルグ籍投資信託およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（以下「UCIS」という。）の集合的なポートフォリオ運用を行うことである。

管理会社の目的にはまた、ルクセンブルグの専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）の意味の範囲内で、かつそれに準拠する、1または複数の専門投資信託の運用も含まれる。

管理会社の目的には、2013年法により置換えられたオルタナティブ投資ファンド運用者に関する指令第2011/61/EU号（以下「AIFMD」という。）の意味の範囲内でかつそれに従ったオルタナティブ投資ファンド（以下「AIFs」という。）の運用を含む。UCITS、UCISおよびAIFsを以下「投資信託」と総称する。

管理会社はまた、かかる投資信託の資産の管理およびそれらの販売促進に関連して、かかる投資信託のアドバイザーとしての業務を行うこともできる。

2010年法別紙第 に従い、投資ファンドの集合的ポートフォリオ運用業務には以下の機能を含む。

- ポートフォリオ運用
- 一般管理
 - (a) 法務およびファンド管理会計サービス、
 - (b) 顧客調査、
 - (c) ポートフォリオの評価および受益証券および/または投資証券の価格算定（納税申告を含む。）、
 - (d) 規制遵守の監視、
 - (e) 受益者および/または投資主の登録簿の維持管理、
 - (f) 収益の分配、
 - (g) 受益証券および/または投資証券の発行および買戻し、
 - (h) 契約の決済（証書の送付を含む。）、
 - (i) 記録の保持。
- マーケティング

さらに、AIFsを管理する業務には2013年法別紙 に掲げられた機能を含む。

管理会社は、AIFsを含むUCITSおよびUCISのために、または委託を受けて他の管理会社のために、これらの業務の一部または全部を履行することができる。管理会社はルクセンブルグおよびルクセンブルグ以外の国において役務を提供し、その目的のため、代表事務所および/または支店を設立することができる。管理会社はまた、自己の資産を管理し、その目的の達成および発展に有用であるとみなすすべての事業および業務を行うことができるが、しかし商事会社に関する1915年8月10日付法律（改正済）（以下「1915年法」という。）、2010年法第15章および2013年法により設定された制限の範囲内にとどまるものとする。

管理会社は、ファンドの投資運用業務を投資運用会社であるAHLパートナーズ・エルエルピーに委託しており、またファンド資産の保管業務、管理事務、登録・名義書換および支払事務ならびに外部評

価を、保管受託銀行、登録・名義書換代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および外部評価代行会社である三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(注)に委託している。

(注)平成28年5月1日付で、三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイはその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.へ変更する。

管理会社が管理・運用を行っているファンドは、2016年2月末日現在、下記の通りである。

設定地	ファンドの種類	シングル・ ファンド	アンブレラ型 ファンド	ポート フォリオ	純資産価額 (百万米ドル)
ケイマン	契約型投資信託 (租税免除)	26	8	75	8,541.24
ルクセンブルグ	Part 準拠 契約型投資信託	0	1	5	102.16
	SIF (専門投資信託)	3	1	7	134.60
	UCITS Part 準拠投資法人	27	9	55	12,007.18
バミューダ	投資法人	1	0	1	74.02
合計					20,859.20 (約2兆3,700億円)

(注)米ドルの円貨換算は、平成28年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.62円)による。

(3) その他

本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼしたまたは及ぼすことが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の中間財務書類は、公認会計士および監査法人のいずれの監査証明も受けておらず、また外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から監査証明に相当すると認められる証明も受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類はユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成28年2月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 124.11円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ

貸借対照表

2015年6月30日現在

科目	金額		
	(ユーロ)	(ユーロ)	(千円)
資産			
現金預金		9,920,396.56	1,231,220
ユーロ建現金預金(MUGC口座)	3,957,927.47		491,218
ユーロ建現金預金(BCEE口座)	5,962,469.09		740,002
租税未収還付金		53,609.22	6,653
法人税未収還付金	53,609.22		6,653
未収管理報酬		979,966.52	121,624
ユーロ建未収報酬	979,966.52		121,624
仮勘定		22,895.23	2,842
ユーロ建仮勘定	22,895.23		2,842
無形資産		19,211.50	2,384
ソフトウェア	38,318.00		4,756
償却ソフトウェア	(19,106.50)		(2,371)
資産合計		10,996,079.03	1,364,723
負債			
未払費用		99,772.29	12,383
未払監査報酬	11,500.00		1,427
未払租税申告書作成報酬	5,050.00		627
その他未払費用	83,222.29		10,329
未払業務代行報酬		97,989.84	12,162
未払業務代行報酬	97,989.84		12,162
未払租税		545,082	67,650
未払法人税	537,056.60		66,654
未払富裕税	8,025.00		996
未払付加価値税		73,313.51	9,099
未払付加価値税	73,313.51		9,099
未決算貸方勘定		592.40	74
ユーロ建未決算貸方勘定	592.40		74
給与に対する所得税		9,046.50	1,123
給与に対する所得税	9,046.50		1,123
社会保障引当金		17,007.65	2,111
社会保障引当金	17,007.65		2,111
負債合計		842,803.79	104,600
資本金			
引受資本金		7,375,000.00	915,311
引受資本金	7,375,000.00		915,311
法定準備金		74,240.49	9,214
法定準備金	74,240.49		9,214
特別準備金		301,000.00	37,357
特別準備金	301,000.00		37,357
自由準備金		1,444,000.00	179,215
自由準備金	1,444,000.00		179,215
次期繰越利益		277.97	34
次期繰越利益	277.97		34
当期純利益		958,756.78	118,991
資本金合計		10,153,275.24	1,260,123
負債および資本金合計		10,996,079.03	1,364,723
純資産価額合計		10,153,275.24	1,260,123
発行済株式合計		295,000.00	36,612
1株当たり純資産額合計		34.42	4,272円

(2) 損益の状況

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ
 損益計算書
 2015年6月30日に終了した期間

科目	金額		
	(ユーロ)	(ユーロ)	(千円)
収益			
管理報酬		2,267,575.57	281,429
管理報酬	2,267,575.57		281,429
為替差益(実現)		1,227.20	152
為替差益(実現)	1,227.20		152
収益合計		<u>2,268,802.77</u>	<u>281,581</u>
費用			
一般費用		54,995.35	6,825
監査報酬	11,793.03		1,464
税理士報酬	1,750.00		217
その他専門家報酬	21,106.63		2,620
その他一般費用	11,217.06		1,392
書籍および定期支払費用	909.56		113
業務契約	8,219.07		1,020
人件費		429,835.44	53,347
給与	374,892.33		46,528
社会保障 - 疾病	16,222.13		2,013
社会保障 - 年金	27,542.47		3,418
食券	4,689.91		582
その他人件費	2,001.35		248
研修費	4,487.25		557
その他税金		20,689.85	2,568
付加価値税	20,689.85		2,568
事務所費用		30,437.19	3,778
賃借料	30,000.00		3,723
備品	437.19		54
事業促進費用		35,764.77	4,439
交際費	1,073.60		133
購読料	14,754.98		1,831
出張費	19,130.41		2,374
交通費	805.78		100
銀行手数料		590.20	73
当方勘定手数料	590.20		73
業務代行報酬		327,056.22	40,591
業務代行報酬	86,006.56		10,674
業務代行報酬 I G P	241,049.66		29,917
償却		9,500.76	1,179
償却ソフトウェア	9,500.76		1,179
租税		396,395.21	49,197
法人税	394,790.21		48,997
富裕税	1,605.00		199
為替差損(実現)		4,781.00	593
為替差損(実現)	4,781.00		593
費用合計		<u>1,310,045.99</u>	<u>162,590</u>
当期純投資利益		<u>958,756.78</u>	<u>118,991</u>

[次へ](#)

(2) その他の訂正

原届出書の当該情報につきましては、下記<訂正後>の内容に訂正、または下記<更新後>の内容に更新されます。

_____の部分は訂正箇所を示します。

[表紙]

< 訂正前 >

(前略)

(注 1) ルクセンブルグ当局の認可を前提として、平成28年5月1日付で、発行者である管理会社はその名称をエムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.) からMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) へ変更する。以下同じ。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(注 1) 平成28年5月1日付で、発行者である管理会社はその名称をエムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.) からMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) へ変更する。以下同じ。

(後略)

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

< 訂正前 >

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.24% (税抜3.00%)
1万口以上5万口未満	申込金額の2.16% (税抜2.00%)
5万口以上	申込金額の1.08% (税抜1.00%)

< 訂正後 >

日本国内における申込手数料は、申込金額の3.24% (税抜3.00%) を上限とする。

(注) 申込手数料については、下記 (8) 申込取扱場所に照会すること。

(1 2) その他

(c) 引受等の概要

< 訂正前 >

(前略)

(3) 管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当りの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

< 訂正後 >

(前略)

(3) 管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当りの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

第二部 ファンド情報

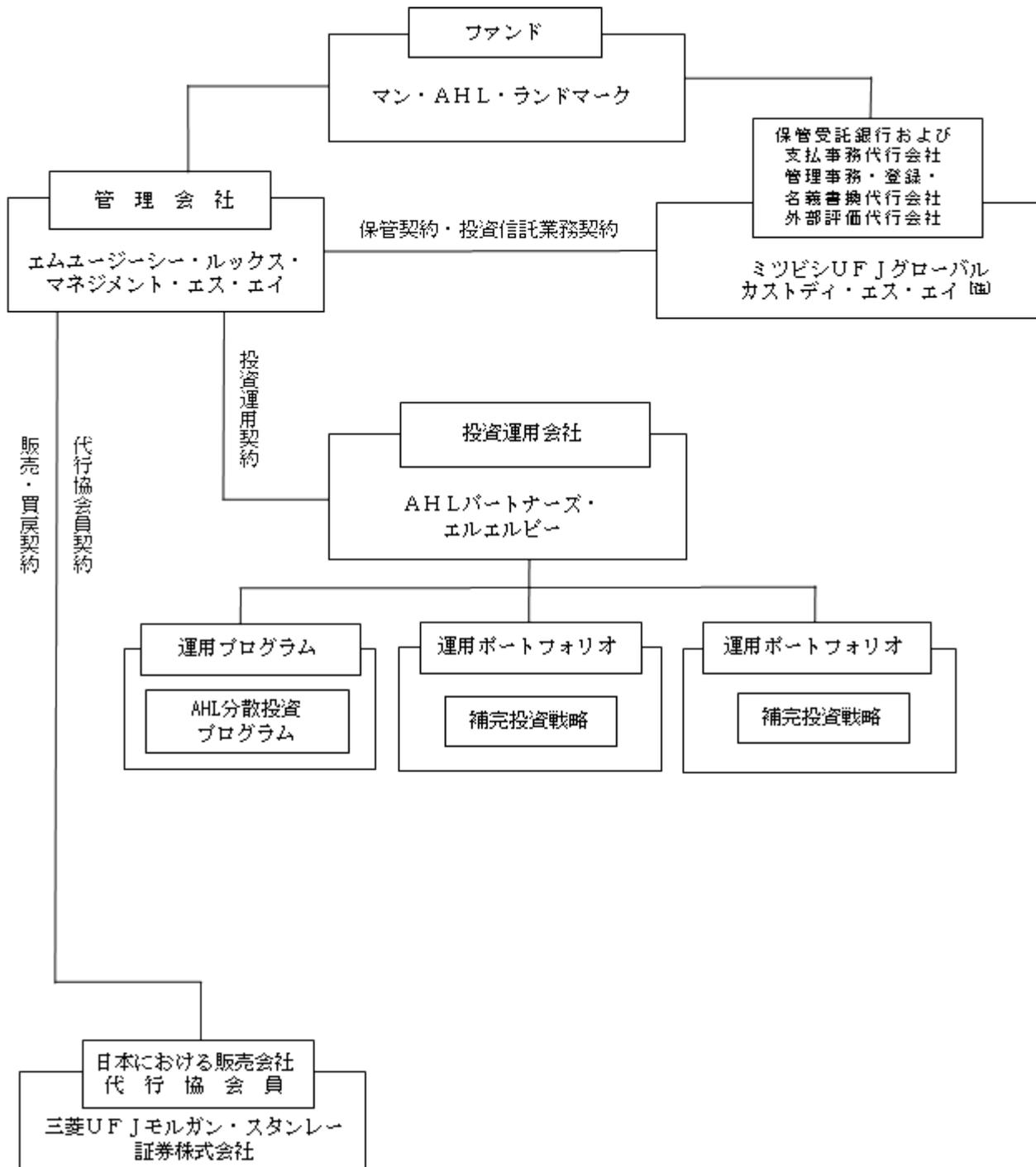
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

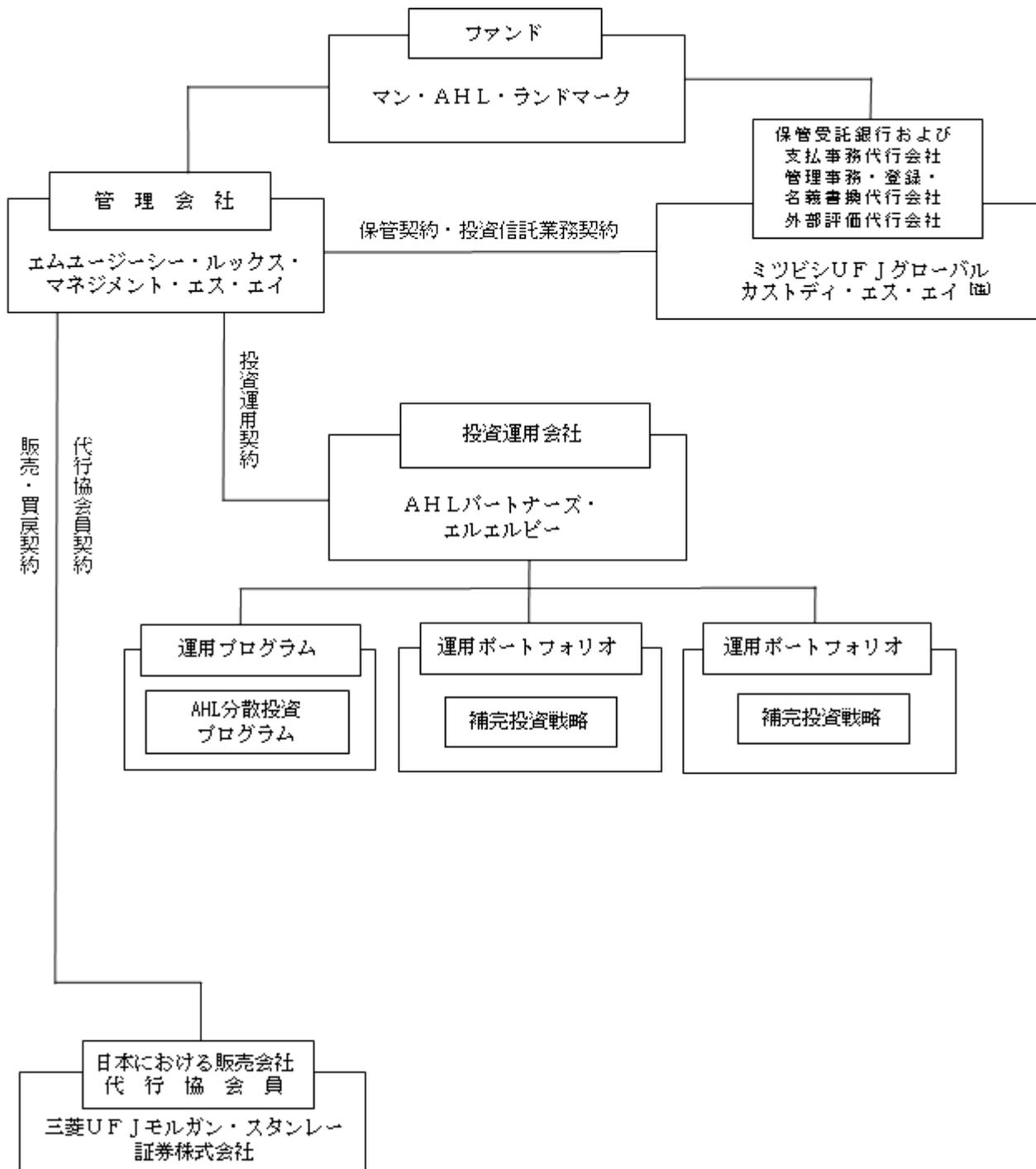
(a) ファンドの仕組み（ファンドの関係法人）

<訂正前>



(注) ルクセンブルグ当局の認可を前提として、平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイはその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.へ変更する。以下同じ。

< 訂正後 >



(注) 平成28年5月1日付で、三菱UFJグローバルカस्टディ・エス・エイはその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.へ変更する。以下同じ。

(c) 関係法人のうち主要なものとの間に締結した契約(約款を除く)

<訂正前>

(前略)

() 管理会社と代行協会員の間で1999年7月19日付で締結した代行協会員契約(以下「代行協会員契約」という。)は、以下について規定する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

() 管理会社と代行協会員の間で1999年7月19日付で締結した代行協会員契約(2015年8月5日付で締結した代行協会員契約の変更契約により変更済。以下「代行協会員契約」という。)は、以下について規定する。

(後略)

(h) 管理会社の大株主の状況

<訂正前>

(2016年1月29日現在)

名称	住所	所有株式数	比率(%)
三菱UFJグローバルカस्ट ディ・エス・エイ	ルクセンブルグ大公国ルクセンブ ルグ L - 1150 アーロン通り287 - 289	295,000	100.00

<訂正後>

(2016年2月29日現在)

名称	住所	所有株式数	比率(%)
三菱UFJグローバルカスト ディ・エス・エイ	ルクセンブルグ大公国ルクセンブ ルグ L - 1150 アーロン通り287 - 289	295,000	100.00

(5) 開示制度の概要

(b) 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

< 訂正前 >

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

< 訂正後 >

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

< 訂正前 >

（前略）

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

< 訂正後 >

（前略）

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）はファンドの代行協会のウェブサイトにおいて提供される。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<訂正前>

日本国内における申込手数料は以下のとおりである。

<u>申込口数</u>	<u>申込手数料</u>
<u>1万口未満</u>	<u>申込金額の3.24%（税抜3.00%）</u>
<u>1万口以上5万口未満</u>	<u>申込金額の2.16%（税抜2.00%）</u>
<u>5万口以上</u>	<u>申込金額の1.08%（税抜1.00%）</u>

（後略）

<訂正後>

日本国内における申込手数料は、申込金額の3.24%（税抜3.00%）を上限とする。

（注）申込手数料については日本における販売会社に照会すること。

（後略）

(5) 課税上の取扱い

(a) 日本の受益者に対する課税

<訂正前>

平成28年3月末日現在の日本の投資家（実質上の受益者）に対する課税については、日本の税法上、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

平成28年3月末日現在の日本の投資家（実質上の受益者）に対する課税については、日本の税法上、以下のような取扱いとなる。

（後略）

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

<更新後>

ファンドは主に以下の7つの有価証券に投資している。

(2016年2月29日現在)

主要銘柄	口数/額面	原価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
債券				
2016年3月24日満期STRIPS 米国財務省証券	1,000,000	112,972,967	112,674,109	9.37
2016年3月31日満期STRIPS 米国財務省証券	1,000,000	112,969,389	112,668,362	9.37
2016年4月7日満期STRIPS 米国財務省証券	400,000	45,186,161	45,065,091	3.75
2016年3月10日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券	1,000,000	112,986,636	112,685,491	9.37
2016年3月17日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券	1,200,000	135,625,375	135,214,475	11.25
投資ファンド				
AHL・エボリューション・ リミテッド・クラスA、無議 決権・償還可能投資証券	479	180,157,363	194,917,529	16.21
AHL・インスティテュー ショナル・シリーズ3、 LTD投資証券	20,845	250,728,269	303,479,582	25.24

第2 管理及び運営

2 買戻し手続等

(ロ) 日本における買戻し

< 訂正前 >

日本における受益者は、買戻し停止期間中を除き、日本の販売会社の営業日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求には、手数料は課されない。

< 訂正後 >

日本における受益者は、買戻し停止期間中を除き、日本における販売会社の営業日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求には、手数料は課されない。